

3 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成30年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、平成29年分の贈与税の申告において、祖父(国税一郎)からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注)「特例税率」については、2ページを参照してください。

麹町 税務署長 平成30年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)の計算明細書 F D 4 7 2 7

提出用 31年2月1日提出

住所 千代田区霞が関3丁目0番0号 ABCビル585号室

フリガナ コクセ イ ソウ タロウ

氏名 国税 壮太郎

個人番号 3XXXXXXXXXXXXXXX

生年月日 355.09.25 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出年月日 死亡年月日

名簿 財産目録 短期財産 短期債権 短期債権目録 訂正 修正 枚数

第一表 (平成〇〇年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 千代田区霞が関3丁目1番1号

フリガナ コクセ イイチロウ

氏名 国税 一郎

生年月日 304.11.03

続柄 3 (直系尊属)

取得した財産の種類 現金、現金、預貯金等

財産を取引した年月日 平成30年09月19日

財産の価額(単位:円) 5000000

過去の贈与税の申告状況 平成29年分 麹町 署

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

住所 氏名 生年月日 続柄

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円) ③

【合計欄】

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) ④ 5000000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3900000

⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。 ⑦ 485000

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 485000

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+⑩) ⑬ 5000000

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 485000

農地等納税猶予税額 ⑮

株式等納税猶予税額 ⑯

特例株式等納税猶予税額 ⑰

医療法人持分納税猶予税額 ⑱

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑲ 485000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 申告期限までに納付すべき税額の増加額 ⑳

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有 通信日付印 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(平30.10)

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

第三表(平成〇〇年分以降用)と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、95ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	5,000,000 円
基礎控除額	㊧	1,100,000 円
㊦の控除後の課税価格【㊦-㊧】	㊨	3,900,000 円
㊨に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊩	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(㊦)から基礎控除額(㊧)を控除した課税価格(㊨)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㊩)を計算します。

㊦6,000,000 円 - ㊧1,100,000 円 = ㊨4,900,000 円
 ㊨4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㊩680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000千円を超えるとき
- *「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㊦5,000,000円)から基礎控除額(㊧1,100,000円)を控除した課税価格(㊨3,900,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(㊩485,000円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、95ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成30年1月1日において、私は20歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
 (注)「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

神奈川 税務署長 平成30年2月22日提出 平成30年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) FD4727

提出用 事務所受印 住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号
フリガナ コウノオサム
氏名 甲野 修
氏名フリガナ 甲野 修
個人番号 〇〇〇〇〇〇××××××××
生年月日 342.05.24 職業 自営業

第一表 (平成30年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

特例税率適用	取得した財産の明細	財産の価額	過去の贈与の申告状況
住所(フリガナの高点(°)や半高點(˘)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	種類	数量	取得した年月日
目黒区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノハナコ 氏名 甲野 花子 生年月日 316.11.04 続柄 2 (直系尊属) 特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ①	現金、預貯金等	現金	平成30年09月28日 3000000
世田谷区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノタケシ 氏名 甲野 武 生年月日 340.12.24 続柄 8 (直系尊属) 一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格) ②	有価証券 上場株式等	〇〇株式会社 500株 3,000	平成30年01月12日 1500000
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、… 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)			③

【合計欄】

暦年課税分(③の控除後の課税価格)		合計欄	
項目	金額	項目	金額
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	4500000	課税価格の合計額 (①+②+③)	4500000
基礎控除額	1100000	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	416600
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	3400000	農地等納税猶予税額	00
⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します	416666	株式等納税猶予税額	00
外国税額の控除額	00	特例株式等納税猶予税額	00
医療法人持分税額控除額	00	医療法人持分納税猶予税額	00
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	416666	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰)	416600
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	00	この申告書が修正申告書である場合	
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	00	差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額	00
		申告期限までに納付すべき税額の増加額	00

作成 税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (平30.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」(2ページ参照)及び「一般贈与財産」(2ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません)。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 (申告書第一表の④の金額)	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 (申告書第一表の⑥の金額)	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊬×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊮×(㊩-㊦)/㊩】	㊯	143,333円
税額(㊭+㊯) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊰	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(㊦)と一般贈与財産の価額(㊧)の合計額(㊩)から基礎控除額(㊪)を控除した課税価格(㊫)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(㊬・㊮)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(㊰)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(㊬及び㊭欄の計算)
 $13,900,000円 \times 40\%$ (特例税率) $- 1,900,000円$ (控除額) $= 13,660,000円$
 $13,660,000円 \times (5,000,000円 / 15,000,000円)$
 $= 4,550,000円$ (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額(㊮及び㊯欄の計算)
 $13,900,000円 \times 45\%$ (一般税率) $- 1,750,000円$ (控除額) $= 6,050,000円$
 $6,050,000円 \times \{(10,000,000円 - 0円) / 15,000,000円\}$
 $= 4,003,333円$ (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算(㊰欄の計算)
 $4,550,000円 + 4,003,333円 = 8,553,333円$

平成28年分以降用

(特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用)

【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(㊦3,000,000円)と一般贈与財産(㊧1,500,000円)の合計額(㊩4,500,000円)から基礎控除額(㊪1,100,000円)を控除した課税価格(㊫3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(㊬410,000円・㊮430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(㊭273,333円・㊯143,333円)を計算し、その合計額(㊰416,666円)を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、65ページを参照してください。
 2 「一般税率」については、2ページを参照してください。

神戸 税務署長 平成30年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 7

提出用 31年2月13日提出

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ ヘイモト キョウコ

氏名 丙本 京子 (丙)

個人番号又は法人番号 XXXXX-XX-XXXX

生年月日 318.02.20 職業 無職

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 名簿 補完 申告書提出年月日 財産細目コード 短期処理 確認 訂正 修正 係数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例を受けます。

取得した財産の明細 財産を取得した年月日

種類 細目 取得区分 数量 単価 価額 過去の贈与税の申告状況 (単位:円)

住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号 土地 宅地 自用地 (特分2分の1) 270.000 平成30年05月08日

フリガナ ヘイモト サブ ローウ

氏名 丙本 三郎 6 (直系尊属) 父母 祖父母 配偶者 兄弟姉妹 孫 孫子女 孫孫子女 孫孫子女 孫孫子女 孫孫子女 孫孫子女

生年月日 318.02.10 神戸市中央区〇〇△丁目×番

住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号 家屋 (木・瓦) 自家屋 124.21㎡ 平成30年05月08日

フリガナ ヘイモト サブ ローウ

氏名 丙本 三郎 6 (直系尊属) 父母 祖父母 配偶者 兄弟姉妹 孫 孫子女 孫孫子女 孫孫子女 孫孫子女 孫孫子女

生年月日 318.02.10 神戸市中央区〇〇△丁目×番地 745.600 1.0

特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ①

一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ② 23020600

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めに贈与税の配偶者控除の特例を受けます。(最高2,000円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 23,020,600円 ③ 20000000

【合計欄】 暦年課税分 (③の控除後の課税価格) (単位:円)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③) ④ 3020600

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 (④)-(⑤) ⑥ 1920000

⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。 ⑦ 192000

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦)-(⑧)-(⑨) ⑩ 192000

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①)+(②)+(⑩) ⑬ 23020600

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑩)+(⑫) ⑭ 192000

農地等納税猶予税額 ⑮

株式等納税猶予税額 ⑯

特例株式等納税猶予税額 ⑰

医療法人持分納税猶予税額 ⑱

申告期限までに納付すべき税額 (⑬)-(⑭)-(⑯)-(⑰)-(⑱) ⑲ 192000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ⑳ 192000

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉑

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有 通信日付印 確認者印

(資5-10-1-1-A4統-1) (平30.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、95、96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 30 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 30 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 31 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 31 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(97ページ参照)の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(69ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例 4

平成30年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

F D 4 7 3 4

提出用

		署 受 付 印		受贈者の氏名		乙 沢 花 子		
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の第3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)								
相 続 時 精 算 課 税	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>			左の特定贈与者から取得した財産の明細			財産を取得した年月日	
	住所			種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価
	豊島区〇〇△丁目△番△号			土地	宅地	自用	86.50㎡	300,000
	板橋区〇〇△丁目×番							
氏名			種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	
乙 沢 陽 子			有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	5,000株	290	
続柄			千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店					
生 年 月 日			平成 30 年 07 月 06 日					
3 10 01 10			平成 30 年 10 月 12 日					
←明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]			平成 年 月 日					
課 税 分	財産の価額の合計額 (課税価格)						②	〇〇 27400000
	特別控除額の計算						③	〇〇 〇〇〇〇〇〇
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)						④	〇〇 25000000
	特別控除額の残額 (2,500万円-③)						⑤	〇〇 25000000
	特別控除額 (②の金額と④の金額のいずれか低い金額)						⑥	〇〇 〇〇〇〇〇〇
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-⑤)						⑦	〇〇 〇〇〇〇〇〇
税額の計算						⑧	〇〇 24000000	
⑤の控除後の課税価格 (②-⑤) 【1,000円未満切捨て】						⑨	〇〇 〇〇 480000	
⑦に対する税額 (⑦×20%)						⑩	〇〇 〇〇 〇〇〇〇	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)						⑪	〇〇 〇〇 〇〇〇〇	
差引税額 (⑩-⑪)						⑫	〇〇 〇〇 480000	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)				
		署	平成 年分					
		署	平成 年分					
		署	平成 年分					
		署	平成 年分					

第二表 (平成30年分以降用) (第一表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇〇〇	届出番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	-	〇〇〇〇〇〇
	財産細目コード	〇〇〇〇〇〇〇〇	確認					

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平30.10)

相続時精算課税選択届出書

(平成30年分以降用)

平成 31 年 2 月 22 日 板橋 税務署長	住所 又は 居所	〒xxxx-xxxx 電話(xxx - xxx - xxxxx 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (印) (大・昭・平 61 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

私は、下記の特定贈与者から平成30年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は 居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウコ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 10 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
 (注) 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
- 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
※ 税務署整理欄	届出番号	名簿	確認

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平30.10)

平成30年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

平成 30 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 30 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 33 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 10 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ

- (注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 33 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 30 年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート（47 ページ又は 49 ページ参照）を使用してください。
- 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（79 ページ参照）の適用を受ける場合は、3 の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」のチェックシート（61 ページ参照）を併せて使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（69 ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（5 ページの（ロ）の（注2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、**贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

添 付 書 類	
1	<p>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類</p> <p>① 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>② 受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること</p> <p>(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（79 ページ参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。</p>
2	<p>受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）</p> <p>(注) 受贈者が平成 7 年 1 月 3 日以後に生まれた人である場合には、2 の書類を提出する必要はありません。</p>
3	<p>贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類</p> <p>(注) 1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。</p> <p>2 上記 1 の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3 の書類を提出する必要はありません。</p>
4	<p>贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）</p> <p>(注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69 ページ参照）の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。</p> <p>2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 60 歳に達した時以後（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。</p>

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（67ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成30年9月3日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注1）を適用し暦年課税により申告します。なお、父は直系尊属ですので、「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

また、私は、父（札幌太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページのA-1を参照してください。

2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

札幌中 税務署長 平成30年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) F D 4 7 2 7
31年2月22日提出

提出用 住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号
フリガナ サツポロシロウ
氏名 札幌 史郎
個人番号又は法人番号
生年月日 3 5 0 . 0 8 . 0 8 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)
整理番号
補完
申告書提出年月日
災害等延長年月日
出国年月日
死亡年月日

第一表 (平成30年分以降用)
住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。

i 特例贈与財産分
私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号
フリガナ サツポロシロウ
氏名 札幌 太郎
生年月日
取得した財産の明細
種類 細目 数量 単価 価額
現金・預貯金等 現金 (住宅取得等資金) 平成30年07月18日 3000000
申告書第一表の二のとおり
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000
ii 一般贈与財産分
住所
フリガナ
氏名
生年月日
取得した財産の明細
種類 細目 数量 単価 価額
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②
配偶者控除額 (有の事実該当する場合は、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2000万円) ③

III 合計
暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②-③) ④ 3000000
基礎控除額 ⑤ 1100000
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 1900000
⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算) ⑦ 190000
外国税額の控除額 ⑧
医療法人持分税額控除額 ⑨
差引税額 (⑦-(⑧-⑨)) ⑩ 190000
相対精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪
相対精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫
課税価格の合計額 (①)+(②+③) ⑬ 3000000
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩)+(⑫) ⑭ 190000
農地等納税猶予税額 ⑮
株式等納税猶予税額 ⑯
特例株式等納税猶予税額 ⑰
医療法人持分納税猶予税額 ⑱
申告期限までに納付すべき税額 (⑭)-(⑮)-(⑯)-(⑰)-(⑱) ⑲ 190000
この申告書が修正申告書である場合
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ⑳
申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉑

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。(注)㉑又は㉒が0の場合には「I暦年課税分」に記入する必要はありません。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、95、96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 4

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」や半角点「・」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成 30 年 07 月 18 日 15000000	
フリガナ 氏名 サッポロ タロウ	氏名 札幌 太郎	平成 年 月 日	
生年月日 320.05.10	続柄 1 (直系尊属) 2 父 3 母 4 祖母 5 上記以外	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③1	15000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」や半角点「・」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		平成 年 月 日	
フリガナ 氏名	氏名	平成 年 月 日	
生年月日	続柄	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	③2		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	平成 30 年 09 月 03 日	③3 12000000
新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③4	
	住宅資金非課税限度額の残額(③3-③4)	③5	12000000
贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の計算	③1のうち非課税の適用を受ける金額	③7	12000000
	③2のうち非課税の適用を受ける金額	③8	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(③7+③8) <small>(③9の金額を限度とします。)</small>	③9	12000000
贈与税の課税額 の計算	③1のうち課税価格に算入される金額(③1-③7) <small>(③1に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	④0	3000000
	③2のうち課税価格に算入される金額(③2-③8) <small>(③2に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	④1	

第一表の二(平成30年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	31・2・22	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	---------	---------	---------

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月15日
省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(③4)欄への記入は不要です。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平30.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例5

【事例6】住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金3,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（67ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成30年4月13日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は60歳未満であるため、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注） 特例の概要については66ページ及び69ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページの㉑-1と47ページ及び48ページの㉒-1を参照してください。

名古屋北 税務署長 平成30年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書） FD4727

提出用 税務署受付印	住所	〒xxxx-xxxx (電話 xxx-xxx-xxxx) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号		整理番号			名簿		
	フリガナ	ナコヤイチロウ		補完			事務		
	氏名	名古屋 一郎		申告書提出年月日			財産細目コード		
	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX		災害等延長年月日			短期		
生年月日	3610101		職業	会社員		処理			
昭和	平成					訂正			
						修正			
						作戻券			
						枚数			

第一表
(平成30年分以降用)

i 特例贈与財産分	私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。	取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○2桁の数字の観点()や半角点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	種類 種目 利用区分 数量 単価 価額	財産の価額
	住所		平成 年 月 日
	フリガナ		
	氏名		平成 年分
	生年月日		署
	住所		
	フリガナ		
	氏名		平成 年分
	生年月日		署
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①	

ii 一般贈与財産分	住所		平成 年 月 日
	フリガナ		
	氏名		平成 年分
	生年月日		署
	住所		
	フリガナ		
	氏名		平成 年分
	生年月日		署
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)		②	
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高2,000万円)		③	
(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)			

【合計欄】		暦年課税分 (③の控除後の課税価格)	(単位:円)
I 暦年課税分	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	11000000
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	23000000
	⑥に対する税額 (贈与税の速算表) を使用して計算します。	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑭の金額の合計額)	⑪	23000000
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑮の金額の合計額)	⑫	
	III 合計		課税価格の合計額 (①+②+③)
		差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭ 000000
		農地等納税猶予税額	⑮ 000000
		株式等納税猶予税額	⑯ 000000
		特例株式等納税猶予税額	⑰ 000000
		医療法人持分納税猶予税額	⑱ 000000
		申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑲ 000000
		この申告書が修正申告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額	⑳ 000000
			㉑ 000000

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑳ (40ページ参照) から転記します。

申告書第二表の㉑ (40ページ参照) から転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印・確認者印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (平30.10)

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) F D 4 7 4 4

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

申告書第二表の財産の価額(40ページ参照)に転記します。

提出用

税務署印		受贈者の氏名		名古屋 一郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)					
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号		名古屋市北区〇〇丁目×番×号		平成 30 年 06 月 06 日 3 5 0 0 0 0 0 0	
フリガナ ナゴヤコロウ					
氏名 名古屋 吾郎		続柄 1 (直系尊属) 父 母 2 祖 父 3 祖 母 4 上記以外 5 別図の場合に記入します		平成 年 月 日	
生年月日 3 3 5 . 0 3 . 0 5					
明治1, 大正2, 昭和3, 平成4		住宅取得等資金の合計額		31 3 5 0 0 0 0 0 0	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所				平成 年 月 日	
フリガナ					
氏名		続柄		平成 年 月 日	
生年月日					
明治1, 大正2, 昭和3, 平成4		住宅取得等資金の合計額		32	
非課税限度額の計算		住宅資金非課税限度額(注2)		平成 30 年 04 月 13 日 33 1 2 0 0 0 0 0 0	
		新築・取得・増改築等に係る契約年月日		34	
		平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		35 1 2 0 0 0 0 0 0	
		住宅資金非課税限度額の残額(33-34)		36	
贈与者別非課税の適用		37のうち非課税の適用を受ける金額		37 1 2 0 0 0 0 0 0	
		38のうち非課税の適用を受ける金額		38	
		非課税の適用を受ける金額の合計額(37+38)		39 1 2 0 0 0 0 0 0	
		(39の金額を限度とします。)			
贈与者の課税価格に算入される金額		40のうち課税価格に算入される金額(39-38)		40 2 3 0 0 0 0 0 0	
		(39に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		41	
		(38に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	31・2・18	提出した税務署	名古屋北 税務署
----------------------------	---------	---------	----------

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月15日
種類	省エネ等住宅(※) 1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅 1,000万円	700万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(34)欄」への記入は不要です。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください (資5-10-1-3-A4統一) (平30.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例6

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（97ページ参照）の提出が必要となります。

○ 申告書第二表は、特定贈与者（6ページの3（注2）参照）ごとに作成します。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の④（39ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑪（38ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（38ページ参照）に転記します。

平成30年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD4734

提出用	受贈者の氏名 名古屋 一郎	
	次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)	
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細
	住所	種類 細目 利用区分・銘柄等 数量 単価 単価 倍率 財産取得年月日 現金・預貯金等 現金 (住宅取得等資金) 平成30年06月06日 申告書第一表の二のとおりに 23000000 平成 年 月 日
	氏名 名古屋 吾郎	円 倍率 財産の価額
	続柄 <input type="checkbox"/> 父①、母②、祖父③ <input type="checkbox"/> 祖母④、①～③以外⑤	円 倍率 財産の価額
	生年月日	円 倍率 財産の価額
	財産の価額の合計額 (課税価格) ②②	23000000
	特別控除額の計算	②③ ②④ ②⑤ ②⑥
	税額の計算	②⑦ ②⑧ ②⑨ ③⑩
相続時精算課税	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)	
	上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	

第二表 (平成30年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平30.10)

相続時精算課税選択届出書

(平成30年分以降用)

平成31年2月18日 名古屋北 税務署長	受贈者	住所 又は 居所 フリガナ 氏名 (生年月日) 特定贈与者との続柄	〒×××-××××電話(×××-×××-××××) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号 ナゴヤ イチロウ 名古屋 一郎 (大・昭・平 61年1月1日) 長男
-------------------------	-----	---	--

私は、下記の特定贈与者から平成30年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 35年3月5日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
(注) 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
(注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合は、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	①	電話番号	
-------	---	------	--

※ 税務署整理欄 届出番号	—	名簿						確認
---------------	---	----	--	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平30.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一揃に提出してください。

平成30年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用しますので、詳しくは税務署にお尋ねください。なお、㉔のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「㉑住宅取得等資金の非課税」の概要については66ページを、「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については69ページを、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については71ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㉑ 住宅取得等資金の非課税	㉒ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	㉔ ㉑の適用に係る災害に関する税制上の措置	㉔ ㉒の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔非課税限度額については、66ページを参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	〔下の※を参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㉑-1 (43ページ)	㉒-1 (47ページ)	㉑-1 (43ページ) + ㉔-1 (51ページ)	㉒-1 (47ページ) + ㉔-1 (51ページ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕	㉑-1 (43ページ)	㉒-1 (47ページ)	㉑-1 (43ページ) + ㉔-1 (51ページ)	㉒-1 (47ページ) + ㉔-1 (51ページ)
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㉑-2 (45ページ)	㉒-2 (49ページ)	㉑-2 (45ページ) + ㉔-2 (53ページ)	㉒-2 (49ページ) + ㉔-2 (53ページ)

- (注) 1 「新築」には、平成31年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成31年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、平成31年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㉑住宅取得等資金の非課税」又は「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㉔住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㉑住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①又は②に該当することとなった場合又は「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。詳しくは、各特例の概要（66ページから72ページまで）を参照してください。

- ① 平成21年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 平成30年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 平成31年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
 - ロ 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

平成30年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「平成30年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-1 **新築又は取得用**」（以下「チェックシート◎-1」といいます。）を併せてご使用ください。

① 平成21年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 平成30年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 平成31年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

ロ 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート◎-1で確認してください。

※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「No.12」に掲げる書類により証明されたものを「No.12」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○
で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの平成30年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものです。	いいえ	はい
6	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成31年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものです。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成31年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、平成31年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 はい⇒1,500万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒1,000万円 (上記以外の住宅)
	【平成28年1月1日から平成31年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)

(注) 平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの「No.12」の回答欄の【非課税限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成30年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、43ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。
 なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など平成30年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5・12	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日	<input type="checkbox"/>																									
7・8・9	<p>【平成31年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、平成31年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、</p>	a	耐震基準適合証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類			申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<p>【平成31年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り、）</p> <p>③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	耐震基準適合証明書																										
b	建設住宅性能評価書の写し																										
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																										
	申請書等	証明書等																									
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																									
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																									
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																									
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																									

○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p>【平成31年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【平成31年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>住宅性能証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書</td> </tr> </table> <p>(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限り、 なお、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前2年以内又は取得の日以降に評価されたものに限り、</p> <table border="1"> <tr> <td>①断熱等性能等級4</td> <td>②一次エネルギー消費量等級4又は5</td> <td>③耐震等級2又は3</td> <td>④免震建築物</td> </tr> <tr> <td>⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	a	住宅性能証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書	d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書	①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5				<p>【平成31年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	住宅性能証明書																						
b	建設住宅性能評価書の写し																						
c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書																					
d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書																					
①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物																				
⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5																							

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成30年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53ページの「平成30年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-2『増改築等用』（以下「チェックシート◎-2」といいます。）を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 平成30年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 平成31年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
 - ロ 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
 - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-2で確認してください。
 - 2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの平成30年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建築物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、平成31年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 はい⇒1,500万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒1,000万円 (上記以外の住宅)
	【平成28年1月1日から平成31年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)

(注) 平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの「No.13」の回答欄の【非課税限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成30年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、45ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など平成30年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 13	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などで次の内容を明らかにする書類 ① 増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） ② 増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日	<input type="checkbox"/>
7 8	【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 確認済証の写し b 検査済証の写し c 増改築等工事証明書 （注） (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などでその増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、その増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【平成31年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 住宅性能証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 増改築等工事証明書 (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成30年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「平成30年分『住宅取得等資金の贈与の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 平成31年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成31年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして48ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき48ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成31年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、48ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、平成31年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、47ページのチェックシート㊟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>																
5 6 7	<p>【平成31年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取 得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り ます。 2 証明書等は、平成31年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り ます。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り ます。</p> <p>③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）</p>		申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<p>【平成31年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り ます。）</p> <p>③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
	申請書等	証明書等																
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																

○「受贈者の居住」に関する事項

9	<p>【平成31年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No.1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.12」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

このチェックシートは、平成 30 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53 ページの「平成 30 年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㉔-2 増改築等用」を併せてご使用ください。

- ① 平成 31 年 3 月 15 日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 平成 31 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	平成 31 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	平成 31 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、50 ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第 2 号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、平成 31 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、平成30年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～10」は、49ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し など増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5・6	<p>【平成 31 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p>【平成 31 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	<p>【平成 31 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						

○「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【平成 31 年 3 月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
12	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成 7 年 1 月 3 日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注) 1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、 <u>マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの</u> を添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No. 1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
14	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.13」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成30年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」のチェックシート①-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

43ページの「平成30年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」（以下「チェックシート①-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、11、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

47ページの「平成30年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート②-1」（以下「チェックシート②-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「平成30年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート③-1」（以下「チェックシート③-1」といいます。）及び「チェックシート①-1」（「チェックシート③-1」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート①-1」の「6、7、11」及び「チェックシート③-1」の「7、8、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート③-1」は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート①-1」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 ^(注1) により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2	【「チェックシート①-1」の「6」又は「チェックシート③-1」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 ^(注2) に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）又は取得（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート①-1」の「7」又は「チェックシート③-1」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みですか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート①-1」の「9」、「チェックシート③-1」の「7」又は「チェックシート③-1」の「8」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧③-1」の「No.5・6・7」の②又は「添付書類一覧④-1」の「No.7・8」の①の書類により証明がされる見込みですか。 ② 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもの（上記①に該当しないものに限り。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧③-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧④-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成32年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧③-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧④-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート①-1」の「11」又は「チェックシート③-1」の「9」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	はい⇒1,500万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒1,000万円 (上記以外の住宅)
	【平成28年1月1日から平成31年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyukyoku.html】をご覧ください。
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異常による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、51 ページのチェックシート㉟-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、44 ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、5・12」（チェックシート㉟-1 の「5」の②に該当する人は「No. 7・8・9、12」を含み、チェックシート㉟-1 の「6」を記入した人は「No. 7・8・9、11」を含みます。）、48 ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、10、11、12、13」（チェックシート㉟-1 の「5」の②に該当する人は「No. 5・6・7」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1」（チェックシート㉟-1 の「5」の②に該当する人は「No. 7・8」を含みます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2 ・ 3	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なく新築又は取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の①又は48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の①の書類を提出することを約する書類で、新築又は取得の予定時期の記載のあるもの</p> <p>③ 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類（住宅用の家屋の新築をする場合又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋を取得する場合に限ります。）</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>【チェックシート㉟-1の「4」の①に該当する場合】 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の②又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の①の書類の提出をすることを約する書類</p> <p>【チェックシート㉟-1の「4」の②に該当する場合】 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の③又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の②に掲げる申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等の提出を約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p>【チェックシート㉟-1の「5」の①に該当する場合】 新築又は取得をする住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>【チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する場合】 市町村長又は特別区の区長の証明書などで新築又は取得をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより平成31年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>○ 新築又は取得をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得をしたときは遅滞なく44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」の「【平成31年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】」の書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____

平成30年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」のチェックシート㉔-2 増改築等用

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

45ページの「平成30年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

49ページの「平成30年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「平成30年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）及び「チェックシート㉔-2」（「チェックシート㉔-2」において確認した項目に限り）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート㉔-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシート㉔-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート㉔-2」は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○ 「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート㉔-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 ^(注1) により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシート㉔-2」の「6」又は「チェックシート㉔-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 ^(注2) に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート㉔-2」の「7」又は「チェックシート㉔-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート㉔-2」の「9」又は「チェックシート㉔-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、平成32年3月15日までに46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○ 「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート㉔-2」の「12」又は「チェックシート㉔-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ

○ 「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	はい⇒1,500万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒1,000万円 (上記以外の住宅)
	【平成28年1月1日から平成31年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】をご覧ください。

2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成30年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の添付書類一覧 ㉔-2 増改築等用

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、53ページのチェックシート㉔-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、5・13」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.7・8、9、10、13」を含み、チェックシート㉔-2の「6」を記入した人は「No.7・8、9、10、12」を含みます。）、50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、11、12、13、14」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉔-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7・8」の「【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.5・6」の「【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの</p> <p>③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」の「【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」の「【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p>【チェックシート㉔-2の「5」の①に該当する場合】</p> <p>増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>【チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する場合】</p> <p>市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより平成31年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 50	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により平成31年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、平成32年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」の「【平成31年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成29年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____

【事例7】農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田と現金300万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定ですので、農地等についての納税猶予の特例（注1）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成30年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（関信太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
 （注）1 特例の概要については、75ページを参照してください。
 2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

長野 税務署長 平成30年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 7

提出用 31年2月8日提出

住所 長野市〇〇町××番地

フリガナ カンシン サブ ロー

氏名 関信 三郎

個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

生年月日 333.05.03 職業 農業

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

補完 〇〇〇〇〇〇〇〇

申告書提出年月日 〇〇〇〇

災害等延長年月日 〇〇〇〇

出国年月日 〇〇〇〇

死亡年月日 〇〇〇〇

第一表 (平成30年分以降用) (任意取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第三表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの欄は「C」や半角点「・」は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)

種類	種別	取得した財産の明細	取得した年月日	財産の価額(課税価格)
i 特例贈与財産分	土地	田 自用地	平成30年08月24日	15200450
	現金・預貯金等	現金	平成30年08月24日	3000000
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)				① 18200450
ii 一般贈与財産分				
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)				②
配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高2,000万円)				③

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表控除の裏面をご確認ください。

相続時精算課税分

II	III 合計
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④ 18200450
基礎控除額	⑤ 11000000
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥ 17100000
⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します。)	⑦ 5045000
外国税額の控除額	⑧
医療法人持分税額控除額	⑨
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩ 5045000
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫
課税価格の合計額 (①+②+⑩)	⑬ 18200450
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭ 5045000
農地等納税猶予税額	⑮ 4855000
株式等納税猶予税額	⑯
特例株式等納税猶予税額	⑰
医療法人持分納税猶予税額	⑱
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑲ 1900000
この申告書が修正申告書である場合	⑳
差引税額の合計額(納付すべき税額の増加額) (申告期限までに納付すべき税額の増加額)	㉑

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(平成30.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「(措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおり)」と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、95,96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤(56ページ参照)に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑧(56ページ参照)から転記します。

事例7

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。
 「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
 「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、①の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

申告書第一表の⑭ (55ページ参照) から転記します。

申告書第一表の⑮ (55ページ参照) に転記します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 関信太郎 受贈者の氏名 関信三郎

生年月日(明・大・昭・平) 5年6月28日

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

提出用

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	所在場所	面積		単価 倍数	価額
		固定資産税 評価額	㎡		
田	長野市〇〇町101番	1,012	126,500	13	1,644,500
〃	〃 102番	1,012	126,500	13	1,644,500
〃	〃 103番	1,012	126,500	13	1,644,500
〃	〃 104番	744	93,000	13	1,209,000
〃	〃 105番	858	107,250	13	1,394,250
〃	〃 106番	1,012	126,500	13	1,644,500
〃	〃 △△町201番	1,058	69,828	19	1,326,732
〃	〃 202番	1,058	69,828	19	1,326,732
〃	〃 203番	1,042	68,772	19	1,306,668
〃	〃 204番	1,642	108,372	19	2,059,068
合計		10,450			15,200,450

(平成27年分以降用)

II 納税猶予税額の計算(農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)					
A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合					
農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額-上欄の⑤の金額)	①	3,000,000	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑮の金額)	⑤	5,045,000
基礎控除額	②	1,100,000	相対時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑯の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(①-②) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	③	1,900,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④+⑥)	⑦	190,000
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。)	④	190,000	納税猶予税額(⑤-⑦)	⑧	4,855,000
B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合					
農地等以外の財産(特例贈与財産)の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄の⑤の金額」を差し引いた金額となります。)	⑨		農地等以外の財産(特例贈与財産)に対応する税額(⑮×⑨/⑰)	⑩	
農地等以外の財産(一般贈与財産)の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄の⑤の金額」を差し引いた金額となります。)	⑩		⑩の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。)	⑪	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	⑪		農地等以外の財産(一般贈与財産)に対応する税額(⑪×(⑩-⑪)/⑰)	⑫	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨+⑩-⑪)	⑫		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑮の金額)	⑬	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相対時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑯の金額)	⑭	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(⑫-⑬) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額(⑬+⑭+⑮)	⑮	00
⑭の金額に「特例税率」を適用した税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。)	⑯		納税猶予税額(⑮-⑰)	⑰	00

平成 30 年分 農地等の贈与に関する確認書

（平成 30 年

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	関信三郎
----	------------	----	------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定（相続時精算課税）の適用を受けるものではありません。

平成 29 年 12 月 31 日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□にレ印を記入します。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①		㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②		㎡
①の面積と②の面積の合計（①+②）	③		㎡
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④		㎡
贈与者が今回の贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の母を記入します。）	⑤		㎡
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。			

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

5 準農地に関する事項（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①		㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②		㎡
①の面積と②の面積の合計（①+②）	③		㎡
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④		㎡
贈与者が今回の贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤		㎡
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。			

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

上記の事実と相違ありません。

平成 31 年 2 月 7 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 関信太郎

農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 」（56ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）												
4	(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日（平成30年11月16日。以下同じです。）前に贈与により農地等を取得した場合 農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の 市長（区長）の証明書 (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日以後に贈与により農地等を取得した場合 農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の 市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日以後に贈与により農地等を取得した場合 ・農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の 農業委員会の証明書												
9	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「 平成 年分 農地等の贈与に関する確認書 」（57ページ参照）など） ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>贈与者が今回贈与をした準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E</td> <td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F</td> <td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> </table> ④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。 ⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

【事例8】非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例措置^(注1)の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 30 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」^(注2)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（高松一夫）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 制度のあらましについては、79ページを参照してください。
2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

高松 税務署長 平成 30 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) (計算明細書) FD 4 7 2 7

提出用 住所 高松市〇〇丁目×番×号 氏名 高松 次郎 職業 会社役員

第一表 (平成30年分以降用) (住宅取得等資金の非課税)の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。

特例贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の明細 財産の価額 (単位:円) 平成 30 年 11 月 16 日 70000000

I 暦年課税分 高松一夫 高松市〇〇丁目△番 甲株式会社 50,000株 1400 平成 30 年 11 月 16 日 50000000

ii 一般贈与財産分 高松一夫 高松市〇〇丁目×番×号 現金・預貯金等 現金 平成 30 年 11 月 16 日 75000000

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2,000万円) 平成 30 年 11 月 16 日 34245000

【合計欄】 暦年課税分の課税価格の合計額 (1)+(2)-(3) 75000000 基礎控除額 11000000 ⑤の控除後の課税価格 (4)-(5) 73900000 ⑥に対する税額 34245000 外国税額の控除額 医療法人持分税額控除額 差引税額 (7)-(8)-(9) 34245000 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額) 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑪の金額の合計額)

III 合計 課税価格の合計額 (1)+(2)+(11) 75000000 差引税額の合計額(納付すべき税額) (10)+(12) 34245000 農地等納税猶予税額 株式等納税猶予税額 特例株式等納税猶予税額 31495000 医療法人持分納税猶予税額 申告期限までに納付すべき税額 (14)-(15)-(16)-(17)-(18) 27500000 この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 申告期限までに納付すべき税額の増加額

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有 通信日付印
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (平30.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、95、96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]」の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の④(60ページ参照)から転記します。なお、特例措置(⑩欄)と一般措置(⑬欄)では記入欄が異なりますので、注意してください。

事例8

- 相続時精算課税の適用を受ける場合には「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、本事例の制度（特例措置）ではなく「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の制度（一般措置）の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

特例経営承継受贈者の氏名		高松 次郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		高松 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲 株式会社			⑨ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	平成 30年 9月 25日	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××（高松 署）				確認年月日	平成 30年 10月 26日	
③ 事業種目	金属加工機械製造業				確認番号	××××	
④ 贈与の時ににおける資本金の額	25,000,000円			⑩ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	平成 30年 12月 12日	
⑤ 贈与の時ににおける資本準備金の額	5,000,000円				認定番号	××××	
⑥ 贈与の時ににおける従業員数	20人			⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	
⑦ 贈与の時ににおける特例経営承継受贈者の役職名	代表取締役						
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 16年 4月 1日						
2 特例対象贈与の判定							
受贈年月日	30-11-16			① 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等	60,000 (株)・ロ・円		
				② 贈与により取得した株式等の数等	50,000 (株)・ロ・円		
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合）							
※ 同一の贈与者から、同一一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。							
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前ににおいて保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」	e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=d d(ii)の場合 ⇒ ②≥d	④ 判定結果		
40,000 (株)・ロ・円	50,000 (株)・ロ・円	10,000 (株)・ロ・円	30,000 (株)・ロ・円	○	否		
3 特例対象受贈非上場株式等の明細							
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	50,000 (株)・ロ・円			② 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照)	1,400円 A		
				③ 価額 (①×②)	70,000,000円		
4 特例株式等納税猶予税額の計算							
① 上記3の③欄「A」の価額	70,000,000円			② 基礎控除額	1,100,000円		
				③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	68,900,000円		
				④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	31,495,000円		
5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等							
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。							
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等				
イ	.	.	株・ロ・円				
ロ	.	.	株・ロ・円				
ハ	.	.	株・ロ・円				
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・ロ・円				
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。							
6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項							
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続時精算課税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。							
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名				
贈与・相続等	平成 年 月 日	署	署				
7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第14項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
.	円	.
.
.
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日							
所在地				会社名			
				代表者氏名			
				印			
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-	入力	確認			

（平成30年分以降用）

特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」を使用します。この場合、③のa～e欄の記入は不要です。

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等を①欄の株式等の数等に記入します。

申告書第一表の⑰（59ページ参照）に転記します。

- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、「（平成30年1月1日以降用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用要件チェックシート」等（61～63ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。なお、これらのチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(平成30年1月1日以降用) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称: _____ 贈与者氏名: _____

受贈者(特例適用者)

住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

Table with 4 columns: 関与税理士, 所在地, 氏名, 電話

Main table with 4 columns: 項目, 確認内容(適用要件), 確認結果, 確認の基となる資料. Rows include 贈与者 and 後継者(受贈者) sections.

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
後継者 (受贈者)	申告期限 まで	① その会社の非上場株式会社等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注7)(注8)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など ○ 確認書の写し
会社	贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9) ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注14) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注15) ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

- (注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「特例経営贈与承継期間」とは、この特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 5 ⑤のイ又はロのいずれかの場合に該当するかは、その贈与者から同一年中にその会社の非上場株式会社等を贈与により取得した後継者の数によります。
- 6 「特例対象受贈非上場株式会社等」とは、租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する株式等をいいます。
- 7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、平成35年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。
- 11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 15 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式会社等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号に掲げる者をいいます。